

## 重要事項説明書

### 1. 料金表

#### 【介護保険適用の方】

基本料金(訪問看護)			
分類	項目		基本点数
訪問看護	所要時間	20分未満	314 単位
		30分未満	471 単位
		30分以上 1時間未満	823 単位
		1時間以上 1時間30分未満	1128 単位
		理学療法士等 による訪問	所要時間 1回 20分

基本料金(介護予防訪問看護)			
分類	項目		基本点数
訪問看護	所要時間	20分未満	303 単位
		30分未満	451 単位
		30分以上 1時間未満	794 単位
		1時間以上 1時間30分未満	1090 単位
		理学療法士等 による訪問	所要時間 1回 20分

(※1) 12か月を超えて行う場合には1回につき5単位を所定単位数から減算する

#### 【介護保険の訪問看護サービスにおける加算項目】

加算項目			
夜間早朝加算	1回につき	(6時～8時・18時～22時)	所定単位×1.25
深夜加算	1回につき	(22時～翌朝6時)	所定単位×1.5
初回加算Ⅰ	月1回	退院・退所当日に訪問	350 単位
初回加算Ⅱ		退院・退所翌日以降に訪問	300 単位
緊急時 訪問看護加算	月1回		574 単位
複数名訪問加算	1回につき	30分未満	254 単位
		30分以上	402 単位
長時間 訪問看護加算	1回につき		300 単位
特別管理加算	月1回	I	500 単位
		II	250 単位
ターミナル ケア加算	死亡月に1回		2,500 単位

※理学療法士等の訪問については、訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、  
看護師の代わりに行う訪問となります。

【介護保険の訪問看護サービスにおける利用料について】

介護保険法に基づいて厚生労働大臣が定めた料金をご負担頂きます。

利用者様には、当事業所の料金表に定めた所定の利用料およびサービスを受ける上で、別途必要になった  
費用をご負担頂きます。

☆1単位10円となります。

☆原則1割から3割が自己負担となります。

☆支給限度額を超えた場合は利用者の10割負担となります。

☆交通費は訪問地域外に限り、当事業所からの訪問距離が片道20km以上の場合のみ、1回の訪問につき200円  
(保険対象外)をご負担頂きます。

☆自宅、施設等にてお亡くなりになられた際、当事業所によるエンゼルケアを希望される場合は別途、15,000円  
(保険対象外)をご負担頂きます。

【医療保険適用の方】

後期高齢者		1割または3割（一定所得の方）	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者	1割～3割（一定所得の方）
		一般患者	3割（義務教育就学前までは2割）

※受給者証の種類によって公費負担が適応になり、負担が軽減される場合があります

基本利用料金明細			
訪問看護基本療養費Ⅰ	1日につき	看護師	
		週3日まで	5,550円
		週4日以降	6,550円
		理学療法士等	
訪問看護基本療養費Ⅱ（同一建物居住者）同一日に2人	1日につき	看護師	
		週3日まで	5,550円
		週4日以降	6,550円
		理学療法士等	
訪問看護基本療養費Ⅱ（同一建物居住者）同一日に3人以上	1日につき	看護師	
		週3日まで	2,780円
		週4日以降	3,280円
		理学療法士等	
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中1回につき ※対象疾病の場合は2回まで		8,500円
	1日につき	月の初日のみ	
			7,670円

		月の2日目以降	
		訪問管理療養費 1	3,000 円
		訪問管理療養費 2	2,500 円
訪問看護情報提供療養費	1 月につき	1～3	1,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費	1 月につき	I	25,000 円
		II (特養)	10,000 円

【医療保険の訪問看護サービスにおける加算項目】

加算項目			
複数名訪問看護加算 (看護師・理学療法士等)	週 1 回につき	1 人または 2 人	4,500 円
		3 人以上	4,000 円
複数名訪問看護加算 (その他職員二)	1 日につき (同一建物)	1 日 1 回	
		1 人または 2 人	3,000 円
		3 人以上	2,700 円
		1 日 2 回	
		1 人または 2 人	6,000 円
		3 人以上	5,400 円
難病等複数回訪問換算	1 日につき (同一建物)	1 日 3 回以上	
		1 人または 2 人	10,000 円
		3 人以上	9,000 円
		2 回	
	1 日につき	1 人または 2 人	4,500 円
		3 人以上	4,000 円
	1 日につき	3 回以上	
		1 人または 2 人	8,000 円
		3 人以上	7,200 円
緊急訪問看護加算 (月 1 4 日目まで)	1 日につき	月 1 4 日目まで	2,650 円
		月 1 5 日目以降	2,000 円
長時間訪問看護加算	週 1 回につき	※厚生労働省が定める状態の場合は	5,200 円
		週 3 回まで	
早朝・夜間加算	1 回につき	(6 時～8 時・ 18 時～22 時)	2,100 円
深夜加算	1 回につき	(22 時～6 時)	4,200 円
退院時共同指導加算	1 月につき	※利用者の状態に応じ月 2 回限度	8,000 円
特別管理指導加算		対象者	2,000 円
退院支援指導加算 (厚生労働省が定める疾患・状態)	1 回につき	(90 分を超えた場合)	6,000 円 8,400 円
看護・介護職員連携強化加算	1 月につき		2,500 円
在宅患者連携指導加算	1 月につき		3,000 円
在宅患者緊急時等	1 月に 2 回まで		2,000 円

カンファレンス加算			
特別管理加算	1月につき	I	5,000円
		II	2,500円
乳幼児加算	1日につき	6歳未満	1,300円
	※別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合		1,800円
24時間対応体制加算	1月につき		6,520円
訪問看護ベースアップ評価料（I）	1月につき		780円

※理学療法士等の訪問については、訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護師の代わりに行う訪問となります。

#### 【医療保険の訪問看護サービスにおける利用料について】

健康保険法に基づいて厚生労働大臣が定めた料金をご負担頂きます。

利用者様には、当事業所の料金表に定めた所定の利用料およびサービスを受ける上で、別途必要になった費用をご負担頂きます。

#### 【保険対象外の料金について】

☆自宅、施設等にてお亡くなりになられた際、当事業所によるエンゼルケアを希望される場合は15,000円（保険対象外）を別途ご負担して頂きます。

☆週に3回を超える訪問（回数制限のない疾患・状況は除く）を希望される場合は1回あたり8,500円（保険対象外）を別途ご負担して頂きます。

☆1日に3回を超える訪問（1日の回数制限がある疾患・状況は除く）を希望される場合は30分3,000円・60分6,000円（保険対象外）を別途ご負担して頂きます。

☆訪問看護に要したおむつ代や衛生物品代等に関しては実費相当の料金を別途ご負担して頂きます。

☆訪問看護に要した交通費については、事業所からの直線距離が片道5キロメートル未満の場合は、一日あたり100円（保険対象外）、5キロメートル以上の場合は200円（保険対象外）を別途ご負担して頂きます。併せて、訪問先に駐車場が無い場合には近隣の有料駐車場を使用する為、訪問毎の有料駐車場料金を別途ご負担して頂きます。

#### 2. 利用料金のお支払いについて

毎月末べとし、翌月15日前後に請求書を郵送致します。

お支払い方法としまして「口座引き落とし」「口座振り込み」「直接現金払い」の3種類をご準備しております。（領収書はお支払い確認後にお渡しするか、郵送となります）

#### 3. キャンセル料について

サービスの利用をキャンセルされる場合、24時間前までのご連絡の場合はキャンセル料は発生いたしません。24時間以内でのご連絡に関しては、1提供あたりの料金の10%をご請求させていただきます。ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料は請求いたしません。

#### 4. ご利用にあたってのお願い

☆資格確認証やマイナ保険証登録情報および医療受給者証などの保険情報を確認させていただきます。これらの登録内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

- ☆訪問看護開始に伴い、医療機関の主治医より訪問看護指示書が作成され、指示書に基づいた訪問看護（医療行為を含む）の提供を行います。規定以外の訪問看護サービスの提供はお断りさせていただきます。
- ☆やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。
- ☆当日の訪問予定時間については事前にお知らせいたしますが、交通状況や緊急利用者の対応等により時間変更をお願いする場合があります。
- ☆サービス提供者の人権を守る観点から、暴力行為等があった場合、サービスを中止する場合があります。
- ☆訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講じます。
- ☆訪問看護による感染を予防する為、手洗いを励行しておりますので、洗面所をお借りすることがあります。

## 5. 看護職員の禁止行為

- 看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。
- ☆利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
  - ☆利用者又は家族の金銭、物品、飲食の授受
  - ☆利用者の同居家族に対するサービス提供
  - ☆利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
  - ☆身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
  - ☆その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、その他迷惑行為

## 6. 苦情のご相談

担当窓口	担当者	連絡先
訪問看護ステーションあおい	担当看護師	097-535-7167
訪問看護ステーションあおい	管理者：松本 憲	097-535-7167
国民健康保険団体連合会	介護保険課	097-534-8470
大分市役所	長寿福祉課	097-537-5679

## 7. 緊急時の連絡先

訪問看護ステーションあおい事務所	097-535-7167 24時間対応しております
携帯電話	080-8388-6431
携帯電話	080-1017-0888

## 8. 秘密保持

- ☆当事業所およびその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者またはその家族の秘密守ることを義務とします。
- ☆当事業所は、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
- ☆当事業所およびその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。